

令和4年度第2回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

- 1 日時 令和4年8月1日（月）午後6時30分～午後8時20分
- 2 場所 昭島市役所 3階 庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
大野会長、田中副会長、金子委員、齊藤委員、榊委員、杉山委員、本多委員、宮崎委員
 - (2) 事務局（説明員）
企画部法務担当：乙幡課長、福岡係長、河津主事、井上主事
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題
 - (1) 令和3年度中に住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情及びその処理の内容について（報告）
 - (2) 令和3年度中に情報提供ネットワークシステムにより発生した苦情及びその処理の内容について（報告）
 - (3) 令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）
 - (4) 諮問第64号 「（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）について」
- 6 議事要旨

会 長 報告案件について、事務局に報告を求める。
（議題(1)から(3)までについて事務局より報告があった。）

会 長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

委 員 情報公開制度の運用状況の項番15について、事業計画書（様式6～様式11）を不開示としているが、その理由を詳しく伺いたい。

事務局 詳細については把握していないが、事業計画書に当該事業計画書を提出した法人の正当な利益を害すると認められるような情報が含まれていたことから、不開示決定をしたものと承知している。

委 員 情報公開制度の運用状況の項番49について、路線価図のSHAPEファイルを開示している。このような有益な情報については、オープンデータの取組として、市民全体に公表していくことも考えられるのではないかと感じた。

委 員 情報公開制度の運用状況の項番67について、請求内容が具体的に特定されていることからすると、市が当該請求に係る公文書を保有していることを開示請求者が把握していたものと推察される。それにもかかわらず、不存在による請求拒否決定がされている理由を伺いたい。

事務局 市が法人の所有地を賃借して道路や自転車等駐車場に利用している事実を開示請求者にあらかじめ伝えていたため、開示請求者において、ある程度具体的な内容を把握していたという事情によるものである。その上で、項番67の公文書を市が保有していないため、不存在による請求拒否決定を行っている。

会 長 次に、諮問第64号について審議する。諮問について説明を求める。

事務局 前回の審議会で御説明したとおり、個人情報保護法制の見直しにより、令和5年4月1日から本市を含む地方公共団体における個人情報の取扱い等については、法の規律の適用を受けることとなる。このことに伴い、現行の昭島市個人情報保護条例に規定している事項の多くが改正後の個人情報保護法で規律されることとなるため、当該条例を廃止し、その上で、改正後の個人情報保護法の施行に関して必要な事項については、新たに条例を制定することで必要な措置を講じていきたいと考えている。このことが昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第1項に規定されている個人情報保護制度に関する重要事項に該当することから、意見を求めるものである。なお、別紙2の素案については、非常にボリュームがあるため、この後の審議の形としては、いくつかのパートに分けて、その都度質疑を行う形で進めさせていただきたい。

会 長 承知。まずは、素案のうち施行条例第1条及び第2条の説明を求める。

事務局 それでは、素案の説明に当たり、初めに本日の説明において使用する用語の凡例を紹介する。参考資料の2ページ目をご覧ください。こちらの凡例に記載のとおり、これからの説明においては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を「整備法」と、「整備法第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律」を「法」と、「個人情報の保護に関する法律施行令」を「令」と、「昭島市個人情報保護条例」を「現行条例」と、「（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）」を施行条例と、「昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」を「審議会条例」と、最後に「昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「審議会」と、それぞれ略して説明するので、この点、御留意いただければと思う。

それでは、別紙2の1ページ目をご覧ください。素案は大きく、「1 本則に定める規定」と「2 附則で定める規定」の2部で構成している。これは、条例や法令が本則と附則から構成されていることによるもので、通常、本則では条例の本体的な部分についての定めが置かれ、附則では条例の施行期日や経過措置など本則に付随して必要となる事項についての定めが置かれる。本則と附則に規定することを予定している具体的な各条文のイメージについては、破線枠囲み内に記載している。その上で、破線枠囲みの下に当該条文の規定の趣旨等を記載し、また、規定例として当該条文の規定ぶりを検討するに当たり参考とした他の法令等の規定を記載している。

それでは、施行条例第1条の説明に移りたい。一般的な条例の構成として、第1条にその条例がどのような事項について規定しているのかを要約した、いわゆる趣旨規定というものが置かれる。施行条例第1条は、これに倣い、施行条例の趣旨を定めるものである。この点、施行条例は、法が条例に委任している事項など、法の施行に当たって必要となる事項を定めることをその趣旨としているため、施行条例第1条ではその旨を趣旨として定めることとしている。なお、1ページ目の中段、2段落目の「なお、」以降に記載しているとおり、災害対策基本法

との関係で、法の施行に当たって必要となる事項以外の事項についても、規定することを検討している。この点については、現在、他市の動向を確認しているところだが、仮に災害対策基本法に関する定めを置く場合には、施行条例第1条の趣旨に関する規定や条例名を再考する必要があるものと考えているので、この点、御留意いただければと思う。

次に、3ページ目の「(2) 定義に関する規定」についてだが、施行条例第2条は、施行条例で用いる用語の意義を定めている。これは、用語の意義を明確にして、施行条例の規定における解釈上の疑義をなくすために規定するものである。施行条例で使用する用語の多くは、法令でも使用されているため、基本的には法令で使用する用語の例によることとしている。

一方で、法令が全国を対象とした規律であるのに対して、施行条例はあくまで本市に係る規律であることから、それぞれの規律の適用対象は厳密には一致するものではない。そのため、法令で使用する用語の例によることとするほか、施行条例の適用対象となる実施機関、市民及び事業者については、現行条例第2条の規定を参考に定めることとしている。施行条例第1条及び第2条の説明については、以上である。

会 長 施行条例第1条及び第2条について意見、質問等求める。

委 員 施行条例第1条の説明で、「条例名及び趣旨に関する規定を再考する必要があることに留意が必要である」とあるが、文字どおり条例名や施行条例第1条を変える可能性があるという理解でいいか。

事務局 然り。施行条例第1条は、法の施行に関し必要な事項を定めることを施行条例の趣旨としている。災害対策基本法に基づく部分を施行条例で定めることになると、法以外の法律である災害対策基本法に関する規定が含まれることになるため、このままでは適当ではないと考えている。そのため、場合によっては、条例名や施行条例第1条の趣旨に関する規定に修正を加える可能性がある。

委 員 方針は、いつ頃までに固まるか。

事務局 他市の動向を踏まえ、方針を決めたいと考えている。もともと、施行条例については、12月議会での提案を予定しており、また、9月中旬頃にはパブリックコメントの実施を予定している。そのため、これらのスケジュールに間に合うよう検討を進める必要がある。方針が固まった段階で、改めて審議会にも報告する必要があるものと考えている。

委 員 施行条例第2条第2項は、施行条例の規定に法の委任を受けて定めている事項があるため、法及び令で使用する用語の例によるとして、統一的に定義しているという理解でいいか。

事務局 然り。

会 長 次に、施行条例第3条から第5条までの説明を求める。

事務局 それでは、6ページ目の「(3) 理念に関する規定」をご覧いただきたい。施行条例第3条から第5条までは、それぞれ市、事業者及び市民等の責務について、理念的に定めるものである。理念に関する規定については、法の目的や規範に違反することがなく、また、事業者や市民等の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、施行条例上に独自の規定を定めることは妨げられないとされている。このことを踏まえ、現行条例の規定を整理した上で、それぞれの責務を定めることとしている。まず、市の責務については、7ページ目の規定例に記載している法第5条の規定、それから現行条例第3条第1項に相当する法第12条第1項の規定について、市の責務として施行条例においても定めることとしている。また、事業者及び市民

等の責務については、現行条例第4条及び第5条の規定を踏襲することとしているが、法の目的に合わせて、保護法益を従来の基本的人権から権利利益に変更している。施行条例第3条から第5条までの説明については、以上である。

会 長 施行条例第3条から第5条までについて意見、質問等求める。

委 員 法第1条の目的規定は、保護の側面のみならず、「個人情報の適切かつ効果的な活用」として利活用の側面についても規定している。責務の中で利活用についても何らか規定してはどうか。

事務局 利活用という部分に関して言えば、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度というものがある。これは、保有個人情報を本人が特定することができないように加工した情報を民間事業者等からの提案に応じて提供する制度だが、この制度については、当分の間、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体は、その導入が任意とされているところである。本市においては、加工技術に課題があることや、既にこの制度を運用している国においても、提供実績がほとんどないという状況を踏まえ、今回は導入を見送ることを予定している。今後、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度を導入することになった場合には、利活用という部分についても責務の中に何らか規定することはあり得るものと考えている。

委 員 施行条例第4条及び第5条について、現行条例では「基本的人権」としているところ、「権利利益」に変更しているのは何故か。

事務局 基本的人権を含む個人の権利利益について、幅広く保護していく必要があるとの考えから変更したものである。加えて、現行条例第1条においては市民の「基本的人権」の擁護を図ることを目的とする旨、規定しているのに対し、法第1条においては個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の「権利利益」を保護することを法の目的として規定されている。このように、法においても、「基本的人権」ではなく、「権利利益」を保護の対象としている。法の規律が本市にも直接適用されることに鑑みれば、法の規定に合わせるものが適当と考えている。

会 長 次に、施行条例第6条の説明を求める。

事務局 それでは、9ページ目の「(4) 本人の数が令で定める数に満たない個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成等に関する規定」をご覧ください。施行条例第6条は、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象とすることを定めるものである。この点、御案内のとおり、現行条例においては、個人情報ファイル簿に類似するものとして、個人情報取扱事務届出書というものがある。この個人情報取扱事務届出書に係る制度については、法第75条第5項において、条例で定めるところにより、引き続き、個人情報ファイル簿に係る制度と併用することも可能とされている。しかし、個人情報ファイル簿に加えて、個人情報取扱事務届出書を作成し、公表することとすると、作成及び公表に当たり事務負担が増大するだけでなく、類似の情報が公表されることとなり、市民にとっても分かりにくいものになると考えられる。そのため、個人情報ファイル簿に係る制度に一本化することが適当であると考えている。もっとも、個人情報取扱事務届出書に係る制度は本人の数にかかわらず、個人情報取扱事務届出書の作成及び公表の対象としているが、個人情報ファイル簿に係る制度は本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象からは除外されている。そのため、施行条例第6条で、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象とする旨定めることで、個人情報取扱事務届出書に係る制度との整合性を図ることと

している。施行条例第6条の説明については、以上である。

会 長 施行条例第6条について意見、質問等求める。

委 員 個人情報ファイル簿の作成義務の対象には、市内の事業者も含まれるか。

事務局 義務の対象は、あくまで市の実施機関であり、市内の事業者は含まれない。

会 長 次に、施行条例第7条の説明を求める。

事務局 それでは、10ページ目の「(5) 開示請求に係る手数料等に関する規定」をご覧ください。開示請求に係る手数料の額等については、法第89条第2項の規定により、条例で定めることとされている。この点、現行条例では、現行条例第28条において、個人情報の開示等に係る費用を原則無料とした上で、写しの作成に要する費用については、本人に負担させることとしている。開示請求に係る手数料の額等については、令和5年4月1日以降も現行条例での運用を維持することを予定しているため、施行条例第7条では、現行条例での運用のとおり手数料の額を無料とした上で、写しの作成に要する費用については、本人の負担とする旨定めることとしている。施行条例第7条の説明については、以上である。

会 長 施行条例第7条について意見、質問等求める。

委 員 法第89条第2項において、「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定されている。法で手数料を納めなければならないとしているにもかかわらず、無料とするのは、条例制定権との関係で問題ないか。

事務局 個人情報の開示請求について、国では定額の手数料を徴収している。このような国の運用を踏まえ、法を整備したものと考えられるが、手数料を無料とした上で、写しの作成に要する費用については実費負担とすることも認められるとの見解が国から示されている。他の自治体では、実費部分を手数料で徴収している自治体もあるが、本市の情報公開制度においても、写しの作成に要する費用については手数料ではなく、実費負担としている。そのため、情報公開制度との整合性を図る必要があるものと考えている。

委 員 要するに、開示請求をするのは無料だが、写しを手に入れるときはその費用を負担するという理解でいいか。

事務局 然り。開示の方法については、写しの交付による方法もあるが、それ以外にも閲覧による方法がある。閲覧による方法の場合は、無料だが、写しの交付による方法については、写しの作成に要する費用を負担していただいている。

会 長 次に、施行条例第8条及び第9条の説明を求める。

事務局 それでは、12ページ目の「(6) 審議会への諮問に関する規定」をご覧ください。施行条例第8条は、審議会に諮問することができる場合について定めるものである。御案内のとおり、地方公共団体の個人情報保護制度については、法の規律を直接適用し、その解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立された。このことに伴い、現行条例において諮問事項としている事案の、法の規定に照らした適否の判断について、審議会に諮問することは認められないとされている。一方で、法第129条において、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、諮問をすることができる旨定められている。この点、どのような場合を諮問事項とするかというのは、法の関係で整理が大変難しいところではあるが、施行条例第8条では、個人情報保護委員会が明示的に審議会への諮問を許容するとの見解を示している3つの事項について、

それぞれ各号に記載している。具体的には、1つ目として、施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、2つ目として、法第66条第1項の規定に基づき実施機関が講じなければならないとされる、保有個人情報に係る安全管理措置の基準を定めようとする場合、最後に3つ目として、これらのほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合である。審議会への諮問に関する規定については、今後の審議会が担う役割をどう整理するかといった問題とも関係してくるところのため、特に検討が必要になるかと考えている。

続いて、14ページ目の「(7) 審議会への報告に関する規定」をご覧いただきたい。本日、日程の第1の議題(1)から(3)までとして報告を行っているが、これらの事項についても、法の趣旨を踏まえて整備を行っている。まず、本日の日程の第1の議題(1)及び(2)の苦情処理の内容等の報告についてだが、情報化の進展に伴い、住民票記録事項電子計算機処理や情報提供ネットワークシステムによる保有個人情報の提供のような、いわゆるオンライン結合については広く一般的に行われており、加えて、実施機関においては、これらのシステム以外のシステムによっても、保有個人情報の提供が行われているところである。このような状況にあっては、オンライン結合であることや、使用するシステムに着目して特別な対応をすることの意義は薄れてきているものと考えられる。そのため、オンライン結合における苦情に限定する必要はないものと考えられる。

次に、本日の日程の第1の議題(3)の運用状況の報告についてだが、こちらについては、現行条例に根拠規定があるものではなく、また、ホームページ等での公表をした後に行われているものであるため、任意的な情報提供としての位置付けと整理することができる。そのため、報告事項として定める必要はないものと考えられる。その上で、報告事項として、施行条例第9条では、破線枠囲みの(1)から(3)までの3つの事項を定めることを考えている。具体的には、1つ目として、実施機関の個人情報の取扱いに係る苦情のうち、実施機関がその苦情に対して特別な措置を講じたものに関する事項、2つ目として、保有個人情報の漏えい等が生じた際の、法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会への報告に関する事項、最後に3つ目として、法第75条第1項の規定に基づき、実施機関が作成した個人情報ファイル簿に関する事項を考えている。施行条例第8条及び第9条の説明については、以上である。

会 長 施行条例第8条及び第9条について意見、質問等求める。

委 員 施行条例第8条の説明によれば、審議会の役割は、大いに変わってくるかと思うが、事務局として、今後の審議会の在り方について、何らかイメージなどはあるか。

事務局 現時点で、具体的なイメージというものは持っていない。今回、個人情報制度については大きく見直されたが、一方で情報公開制度の部分については引き続き条例に基づいて運用される。そのため、当面は現状の体制を維持したいと考えている。

委 員 審議会の役割の変化を踏まえ、委員構成についても見直す必要があるのではないか。

事務局 法第129条によれば、審議会に「専門的な知見」というものが求められている。このことからすると、今後、委員構成を見直していくことも考えられる。また、情報公開制度についても、デジタル化の進展に伴い、従来の考え方をそのまま当てはめることに無理が生じてくることが考えられる。この点については、運用しながら必要に応じて対応することを考えているが、審議会でも議論いただきたいと考えている。なお、審議会の在り方については、他の自治体とも

情報交換をしているが、その大多数が現状の体制を維持することを検討しているような状況である。

委員 施行条例に関連する条例についても、12月議会で提案することになるかと思う。委員構成を含め、審議会の在り方についても、併せて整理した方がいいと考える。

委員 施行条例第8条の説明によれば、個人情報の目的外利用や個人情報の外部提供などについては、今後、審議会への諮問が認められないということだが、これまで審議会に諮問されてきた事案のほとんどがこれらに該当していたものと記憶している。これらについては、一切諮問できないという認識でいいか。

事務局 然り。個人情報の目的外利用や外部提供、あるいは近年では特にいわゆるオンライン結合についての諮問に限定されてきたと言わざるを得ない状況だが、法の施行後は、これらについて一切諮問できないことになる。

委員 13ページに、③として「①及び②のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合」とあるが、例えば、法第69条第2項第2号の「相当の理由があるとき」について、どのような場合が「相当の理由があるとき」に該当するかといった基準についても、③の「個人情報の取扱いに関する運用上の細則」に含まれるか。

事務局 法第69条第2項第2号の解釈・運用について、審議会の諮問を経て何らかの基準を定めることは、法の規律と解釈の一元化という整備法の趣旨に反し、認められないとされている。そのため、③の「個人情報の取扱いに関する運用上の細則」には含まれない。

委員 それでは、「個人情報の取扱いに関する運用の細則」として具体的に想定しているものはあるか。

事務局 国が示しているQ&Aによれば、法第62条の規定に基づく利用目的の明示の具体的方法などが考えられる。また、個人情報の取扱いとは少しずれるかもしれないが、行政手続法の要請として、開示請求に係る審査基準を各実施機関で定め、ホームページ等で公表する義務が課されている。こういった審査基準を定めるに当たって、諮問することはあり得ると考えている。

委員 以前、特定個人情報保護評価について、審議会でも審議している。これも現行条例の規定に基づいて諮問されたものか。

事務局 個人情報保護制度に関する重要事項として、諮問したものである。これは、現行条例ではなく、審議会条例の規定に基づいて行っている。施行条例の中で規定する諮問の種類としては、施行条例第8条各号のとおりだが、これらとは別に、個人情報保護制度に関する重要事項についても、審議会条例の中で引き続き諮問事項とする予定である。

委員 施行条例第9条第3号に報告事項として、「個人情報ファイル簿に関する事項」とあるが、どのような内容について報告することを想定しているか。

事務局 個人情報ファイル簿の記載内容について報告することを想定している。個人情報ファイル簿の記載事項としては、個人情報ファイルの利用目的、個人情報ファイルに記録されている情報やその記録範囲などが含まれている。現在、それぞれの記載事項について、どの程度の粒度で記載するか、内部で検討しているところだが、市民にとって分かりやすいものとする必要がある。個人情報ファイル簿をホームページ等で公表する前に、一度、審議会に確認いただきたいと考えている。

委員 個人情報ファイル簿の記載内容ということは、報告の頻度も多くなると思うがどうか。

事務局 法の施行のタイミング（令和5年4月1日）で、作成義務の対象となる個人情報ファイルについて網羅的に個人情報ファイル簿を作成することになる。その後については、新たに個人情報ファイルを保有する場合や、既存の個人情報ファイル簿に修正を加える場合などに審議会への報告を行うことになると思うが、どの程度の頻度になるかについて、現時点での見通しはない。

会 長 次に、施行条例第10条の説明を求める。

事務局 それでは、16ページ目の「(8) 運用状況等の公表に関する規定」をご覧ください。施行条例第10条は、各実施機関の個人情報保護制度に係る運用状況等の公表について定めるものである。現行条例においては、16ページに記載のとおり、①から⑤までの5つの事項について、公表する義務を定めている。これらのうち、②及び③については、施行条例第9条のところでも御説明したとおり、情報化の進展に伴い、オンライン結合であることや使用するシステムに着目して特別な対応をすることの意義は薄れてきているものと考えられることから、公表事項とはしないこととしている。一方で、それ以外の事項については、市の実施機関における個人情報の取扱い等に係る規律について法の適用を受けることとなった後においても、公表の必要性が変わるところはないため、施行条例第10条に存置することとしている。施行条例第10条の説明については、以上である。

会 長 施行条例第10条について意見、質問等求める。
(特になし)

会 長 次に、施行条例第11条の説明を求める。

事務局 それでは、18ページ目の「(9) 委任に関する規定」をご覧ください。施行条例第11条は、細目的事項について、実施機関に委任することを定めるものである。施行条例第11条の説明については、以上である。

会 長 施行条例第11条について意見、質問等求める。
(特になし)

会 長 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を考慮し、本日の審議は「1 本則に定める規定」までとし、「2 附則で定める規定」の審議は次回としたいが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、これをもって昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。